

総務委員会報告資料

令和6年6月25日

報告事項件名	頁
1 「足立区人権施策推進懇談会」の実施結果について・・・・・・・・・・	2
2 小規模工事契約希望者の活用状況について・・・・・・・・・・	5
3 足立区公契約条例の見直しにおけるパブリックコメントの 実施結果（速報）について・・・・・・・・・・	7
4 江北保健センター移転後の建物等利活用方針について・・・・・・・・	11
5 未利用地の利活用（駐車場等）について・・・・・・・・・・	14
6 旧鹿浜西小学校用地活用に係る土地引き渡し日等の変更について・・・・・・・・	16
7 旧北鹿浜小学校用地の文教施設としての活用検討状況について・・・・・・・・	18
8 足立区公共施設等総合管理計画改訂の取組み状況について・・・・・・・・	20
9 令和5年度の内部統制の取組み状況及び令和6年度の運用方針について・・・	24
10 令和5年度のコンプライアンス推進の取組み状況及び令和6年度の 運用方針について・・・・・・・・・・	28

(総務部)

総務委員会報告資料

令和6年6月25日

件名	「足立区人権施策推進懇談会」の実施結果について
所管部課名	総務部 総務課
内容	<p>足立区人権推進指針に基づき、人権施策の推進を目的として「第1回足立区人権施策推進懇談会」を実施したので報告する。</p> <p>1 実施日時 令和6年5月23日（木） 15時00分から17時00分</p> <p>2 出席者 8名（有識者3名、人権擁護委員2名、区職員3名） ※ 出席者リストは、項番6の（2）のとおり</p> <p>3 議題 主に、以下2点について意見を伺った。 （1）「インターネット上の人権侵害」について （2）人権施策の「PDCAのよりよい実施方法」について</p> <p>4 主な意見 （1）インターネット上の人権侵害 ア 人権侵害事象を無くすためには、<u>まず人権の大切さそのものを認識してもらうことが重要。人権の大切さが分かれば、おのずと人権侵害は減少すると思う。</u> イ <u>子どもへの人権教育は教育現場で十分実施されている。今後は特に保護者に対して人権意識を高めることが大事であると思う。</u> ウ 自治体としては、教育や啓発を継続的に実施するとともに、動画による広報など<u>周知をさらに工夫すると良いのではないか。</u> ※ 世代別の主な意見は次ページのとおり。</p>

対 象	主な意見
子ども	① SNSあだちルールを基に、子どもたちが「主体的に」SNS学校ルールを作成していることはとても良い取り組みである。 ② 子どもたち自身が、話し合いをしながらルールを毎年見直しするというようなやり方も有効であると思う。
保護者	① 子にスマートフォンを与えている保護者に啓発をすることが重要である。 ② 多くの保護者に周知するには、入学説明会など保護者が必ず参加するような場で、人権に関する話を織り交ぜることも有効ではないか。 ③ 人権教育を受けた子どもを通じて保護者へ啓発していくこともよいと思う。 ④ 保護者と子どもでSNS家庭ルールを作成するとき、使用時間など使い方だけのルールではなく、人が嫌がる投稿はしないなど、人権の視点も入れたルールになるようにしたほうが良い。
教員	① 研修の実施などにより教員の人権意識はあがっているが、教育現場では多忙な業務の中で子どもたちに伝える難しさも感じた。
若年者	① インターネットは相手が見えない状況の中であり、人権侵害が起こりやすい性質がある。 ② インターネット利用の多い世代のため、SNSなどを使った広告や動画による周知啓発をしてはどうか（インフルエンサーの起用など）。 ③ 大学と連携した広報や事業の実施も効果的ではないか。
一般世代	① ある調査では、インターネット上の人権侵害の加害者は40代男性が多い。誹謗中傷を「正当な批判」だとして、自覚なく行っているケースが多い。 ② 高齢者向けのスマホ教室などでも、ネットリテラシーに関して触れるとよいのではないか。

(2) 人権施策のPDCAのよりよい実施方法

ア PDCAサイクルには、まずは現状把握のうえで目標を立てて実施し、それを検証することが重要である。

イ 個別課題は、各計画・施策・事業で検証されているので、各施策について「人権の視点」を取り入れる仕組みがあるとよい。

ウ 毎年テーマを設定してPDCAを実施するのであれば、都度、社会情勢に合わせた内容とし、最新事例など共有することで、各所管事業の参考とするとよいのではないか。

5 今後の方針

実施結果を庁議で共有するとともに、総務課の人権啓発事業に活かしていく。

また、教育指導課等の関係所管に直接情報提供して、事業への反映等について検討していく。

6 懇談会の概要（参考）

令和4年7月に改定した「足立区人権推進指針」において、人権施策の点検・評価を実施する体制の整備を明記したことに基づき、以下のとおり実施。

(1) 目的

ア 人権課題への啓発、教育等の取り組みについて、有識者等からアドバイスを受ける。

イ 人権施策の点検・評価の方法等について意見を聞く。

(2) メンバー

メンバーは概ね8名程度とし、選定するテーマに応じて有識者を変更する。初回メンバーは以下のとおり。

種別	氏名	所属
有識者	内藤 忍	独立行政法人 労働政策研究・研修機構 副主任研究員
有識者	佐藤 佳弘	(株)情報文化総合研究所代表取締役、 武蔵野大学教授
有識者	田村 初恵	元東京都人権啓発センター講師、 元東京都人権部長
一般	森 公任	足立地区人権擁護委員代表（弁護士）
一般	宗像 文子	足立地区人権擁護委員
区職員	松野 美幸	足立区総務部長
区職員	松本 一真	足立区総務課長
区職員	富本 保明	足立区教育委員会事務局教育指導課長

(3) 懇談会の運用

ア 会議は意見交換を主とした懇談形式とし、総務課が事務局として会議の進行管理を行い、年1～2回実施する。人権侵害事象が発生した場合は、都度実施する。

イ アドバイス・意見は、庁議等を通じて全庁に周知したうえで、事業実施所管と共有し、今後の施策や事業に反映する。

総務委員会報告資料

令和6年6月25日

件名	小規模工事契約希望者の活用状況について																																
所管部課名	総務部 契約課																																
内容	<p>令和5年度の小規模工事契約希望者の活用状況について、以下のとおり報告する。</p> <p>なお、令和4年9月以降、専門性、緊急性を要する工事を除き、原則、区内小規模工事契約希望者から1者以上の見積り依頼をすることとし、より一層の活用を図っている。</p> <p>1 小規模工事契約希望者登録制度とは</p> <p>130万円未満の軽易な建設工事、修繕工事等の受注・施工を希望する事業者が、区に登録申請することで、各主管課が発注する小規模工事の業者選定時の名簿に、最大3年間登録する制度。</p> <p>(1) 主な登録要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ①足立区内に本店の法人登記がある方 ②個人事業主の場合は、区内に住所を有する方 <p>※ 必要な資格を有していない方等は登録できません。</p> <p>(2) 現在の登録期間</p> <p>令和5年4月1日から令和8年3月31日の3年間。 3年ごとに一斉更新。※ 登録申請は随時受付けている。</p> <p>2 小規模工事契約希望者活用状況</p> <p>(1) 登録事業者数等 ※学校長発注工事を除く</p> <table border="1" data-bbox="430 1406 1407 1865"> <thead> <tr> <th></th> <th>項目</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">事業者数</td> <td>①登録事業者数</td> <td>136者</td> <td>151者</td> <td>131者</td> <td>▲20者</td> </tr> <tr> <td>②入札参加できた登録事業者数</td> <td>48者</td> <td>70者</td> <td>76者</td> <td>+6者</td> </tr> <tr> <td>割合 (=②/①)</td> <td>35.3%</td> <td>46.4%</td> <td>58.0%</td> <td>+11.6P</td> </tr> <tr> <td>③受注できた登録事業者数</td> <td>29者</td> <td>41者</td> <td>48者</td> <td>+7者</td> </tr> <tr> <td>割合 (=③/①)</td> <td>21.3%</td> <td>27.2%</td> <td>36.6%</td> <td>+9.5P</td> </tr> </tbody> </table> <p>【令和5年度、①登録事業者数の減少理由】</p> <p>令和5年度は、一斉更新の年度であり、小規模工事の受注意思のない事業者や、実態の無い事業者が、更新登録をしなかったためである。</p>		項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	前年度比	事業者数	①登録事業者数	136者	151者	131者	▲20者	②入札参加できた登録事業者数	48者	70者	76者	+6者	割合 (=②/①)	35.3%	46.4%	58.0%	+11.6P	③受注できた登録事業者数	29者	41者	48者	+7者	割合 (=③/①)	21.3%	27.2%	36.6%	+9.5P
	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	前年度比																												
事業者数	①登録事業者数	136者	151者	131者	▲20者																												
	②入札参加できた登録事業者数	48者	70者	76者	+6者																												
	割合 (=②/①)	35.3%	46.4%	58.0%	+11.6P																												
	③受注できた登録事業者数	29者	41者	48者	+7者																												
	割合 (=③/①)	21.3%	27.2%	36.6%	+9.5P																												

(2) 契約案件数等

※学校長発注工事を除く

	項目	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	前年度比
案件数	①対象件数	953件	781件	670件	▲111件
	②登録事業者が入札参加した件数	136件	249件	354件	+105件
	割合(=②/①)	14.3%	31.9%	52.8%	+21.0P
	③登録事業者が受注した件数	65件	92件	138件	+46件
	割合(=③/②)	47.8%	36.9%	39.0%	+2.0P

【令和5年度、①対象件数が減少した主な要因】

ア 原材料の高騰や人件費の増加等に伴い、契約案件の予定価格が上昇したため、130万円未満の小規模工事契約の対象件数が減少した。

イ 令和4年4月から、学校長発注工事の権限を50万円未満から100万円未満に変更したため、対象件数が減少した。

※ 表中①、②の差分は、専門性や緊急性を要する工事で、小規模事業者に見積り依頼ができなかった工事の件数である。

《専門性や緊急性を要する工事例》

ア エレベーターなど専門的な技術を必要とする工事や、特殊な材料を要する塗装等

イ 保育園や学校での水道破損等、早急に工事しなければ区民が施設の瑕疵等で被害を受けてしまう恐れがある場合等

(3) 小規模工事の受注集中状況

※学校長発注工事を除く

項目	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	前年度比
1事業者が受注した最大の件数	74件	51件	46件	▲5件
1事業者が受注した平均件数	4.0件	3.7件	3.4件	▲0.3件

※ 各所管課では、発注状況の事業者リストを作成管理し、より多くの事業者から見積り依頼をすることとしている。

3 今後の方針

区内小規模事業者の受注機会拡大のため、原則、区内小規模工事契約希望者から1者以上の見積り依頼をすることと、特定の事業者に集中しないように広く活用を促していく。

総務委員会報告資料

令和6年6月25日

件名	足立区公契約条例の見直しにおけるパブリックコメントの実施結果（速報）について														
所管部課名	総務部 契約課														
内容	<p>令和6年4月から5月に実施した「足立区公契約条例の改正（素案）」のパブリックコメントの実施結果（速報）について、報告する。</p> <p>なお、8月の総務委員会で、いただいた意見に対する区の考え方を報告する。</p> <p>1 実施概要</p> <p>(1) 案件名 足立区公契約条例の改正（素案） ※別紙、概要のとおり</p> <p>(2) 実施期間 令和6年4月25日（木）から令和6年5月24日（金）</p> <p>(3) 周知方法</p> <p>ア あだち広報（4月25日号）、区ホームページ、Aメール イ 契約課での閲覧及び配布 ウ 区民事務所、中央図書館、区政情報課、政策経営課での配布 エ X（旧：Twitter）、Facebookによる配信（各3回実施） オ 事業者向け電子入札サイト「お知らせ情報」への掲載</p> <p>2 実施結果（速報）</p> <p>(1) 意見数 397件、310者（305名、5法人・団体）</p> <p>(2) 意見の内訳</p> <table border="1" data-bbox="472 1408 1310 1749"> <thead> <tr> <th>内 容</th> <th>件 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 事業者の遵守事項に関すること</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>イ 労働者への周知に関すること</td> <td>241</td> </tr> <tr> <td>ウ 適用範囲の変更に関すること</td> <td>56</td> </tr> <tr> <td>エ 検証・見直しの実施に関すること</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>オ その他</td> <td>69</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>397</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 主な意見</p> <p>ア 公契約条例の周知が不十分と感じている。現場に入場する下請事業主に知らせてほしい。</p> <p>イ 公契約条例情報ページは、印刷して現場内で配布してほしい。</p> <p>ウ パソコンやスマートフォンが使えず情報収集が難しいため、現場前に労働報酬下限額の表を張り出してほしい。配布してほしい。</p>	内 容	件 数	ア 事業者の遵守事項に関すること	5	イ 労働者への周知に関すること	241	ウ 適用範囲の変更に関すること	56	エ 検証・見直しの実施に関すること	26	オ その他	69	合 計	397
内 容	件 数														
ア 事業者の遵守事項に関すること	5														
イ 労働者への周知に関すること	241														
ウ 適用範囲の変更に関すること	56														
エ 検証・見直しの実施に関すること	26														
オ その他	69														
合 計	397														

エ 周知カード配布だけで済まらずに、区による定期的な現場での啓発をしてほしい。

オ 賃金報告書の簡略化を進めることで、多くの事業所や個人事業主が工事参加できるように更なる適用現場拡大を進めてほしい。

カ 公契約条例の内容については、4年ごとではなく、毎年検証ならびに見直しをしてほしい。

3 今後のスケジュール

日 程	実施内容
令和6年7月5日	足立区公契約等審議会 パブリックコメントの結果報告
令和6年8月	総務委員会 パブリックコメントの意見に対する 区の考え方を報告予定
令和6年9月	条例改正案議会提出
令和6年10月～ 令和7年3月	関連規定の整備、予算計上・審議、 庁内・事業者説明
令和7年4月	改正条例施行（予定）

(参考)

これまでの事業者・労働者アンケートや公契約等審議会等での意見

- (1) 労働者の賃金報告書類（労務台帳）の作成、下請事業者分の労務台帳の取りまとめが事業者の負担となっている。
- (2) 労働者への公契約条例の周知が不十分である。
- (3) 公契約条例の適用範囲を広げるべきである。
- (4) 公契約条例制定以降、労働・雇用環境の変化に伴う検証、見直しが行われていない。

足立区公契約条例の改正（素案）の概要

1 条例等の改正の背景

足立区公契約条例は、平成26年4月1日に施行され、10年が経過しました。これまで、良質な区民サービスの提供に寄与してきましたが、令和4年10月、条例が適用される現場の実態を把握するため、区と公契約を締結する受注者及び受注関係者[§]並びに労働者等を対象にアンケート調査を実施したところ、以下の課題が明らかとなりました。

- (1) 受注者が労働者等の賃金の支払状況を区に報告する書類（以下、「労務台帳」といいます。）について、労働者ごとに作成し、受注関係者が雇用する労働者の分もとりまとめて区に提出するため、その作成及び提出の負担が大きいこと
- (2) 労働者等への公契約条例の周知が不十分であるため、公契約条例の趣旨、内容が労働者等に浸透していないこと

これらの課題の改善を図るとともに、より多くの区の契約現場で働く方々に公契約制度を適用するため、足立区公契約条例を改正します。

2 改正事項

- (1) 公契約に定める事項の変更

【足立区公契約条例第7条関係】

- ア 受注者が作成、区に提出する労務台帳を廃止し、労働者等の労働条件が法令等に適合し、適正であることを区に報告することとします。
- イ 受注者及び受注関係者は、労働者等の労働報酬下限額、公契約に係る業務に従事した時間等を記録し、保存することとします。
- ウ 受注者及び受注関係者は、下請、再委託等をする契約に条例の規定を遵守する旨を定めることとします。

区では、今回の変更にあわせて、以下の内容を実施する予定です。

- ① 公契約条例の概要を記載した携帯用カードを区が作成し、受注者及び受注関係者を通じてすべての労働者等に配付します。カードには、賃金に関する申し出の連絡先や、区ホームページにリンクする二次元コードを掲載するなど、利便性を高めます。
- ② 労働者の方々が、ご自身の賃金が労働報酬下限額を満たしているか自ら確認できるチェックシートを区のホームページに掲載します。

[§] 受注者などから公契約に係る業務の一部を請け負う者、又は受注者などに労働者を派遣する者

(2) 適用範囲の変更

【足立区公契約条例第6条、足立区公契約条例施行規則第3条関係】

【足立区公契約条例第17条、足立区公契約条例施行規則第4条関係】

ア 工事又は製造の請負の契約について、予定価格を1億8千万円以上から1億円以上とします。

イ 工事又は製造の請負以外の請負の契約について、以下の業務を追加します。

(ア) 庁舎その他施設における設備又は機器の保守又は点検の業務

(イ) 庁舎その他施設の維持管理又は運営の業務

(ウ) 庁舎その他施設における建物清掃の業務

(エ) 庁舎その他施設における警備（機械警備を除く）の業務

(オ) 庁舎その他施設における給食調理の業務

(カ) 区立学校における用務の業務

(キ) 区内及び区の隣接地域内における車両の運行の業務

ウ 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者と締結する公の施設の管理に関する協定について、区が締結するすべての協定とします。

3 定期的な検証・見直しの実施

区は、今回の改正後4年ごとを目途に、条例の施行状況について検証し、必要に応じて制度の見直しを実施していきます。

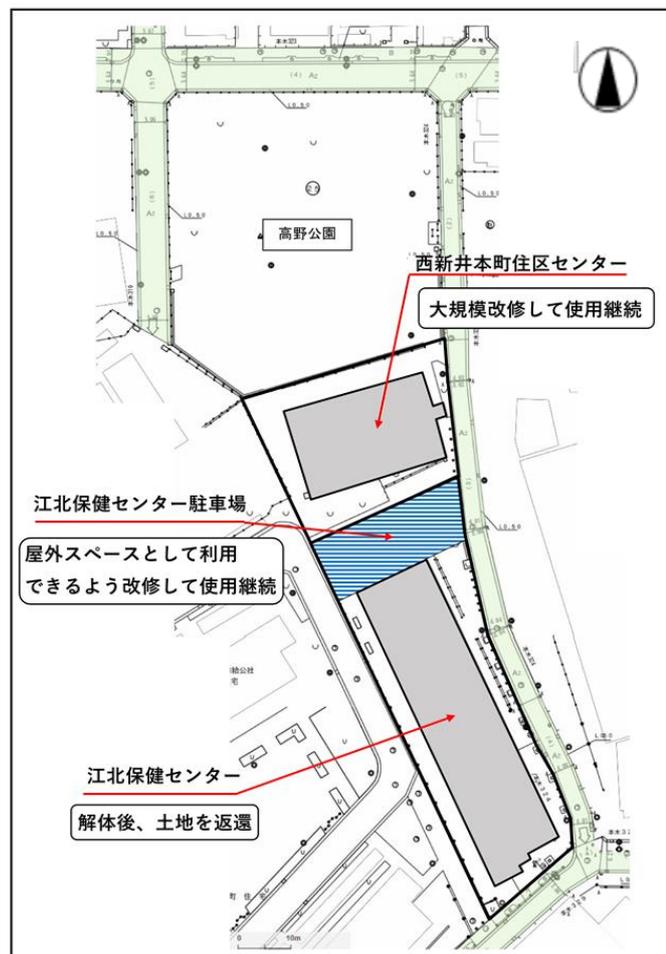
4 条例等の改正時期

令和7年4月1日の施行を予定しています。

的に工事ができる。

- (3) 押皿谷住区センター（西部福祉課）の大規模改修において、西部福祉課が仮移転することで、同住区センターの工期を短縮でき、かつ管理費や仮設費が節約できる（概算5,000万円程度）。
- (4) 西新井本町住区センター及び押皿谷住区センター（西部福祉課）の大規模改修を同時期に行うことができ、早期に終了することができる（両センターともに令和11年4月リニューアルオープン予定）。
- (5) 早期に大規模改修工事を終わらせ、建物を除却することで、土地所有者であるJ K K東京へ土地の返還が可能となる（現契約満了後の令和11年3月以降にJ K K東京が土地の有償化を検討している。有償となった場合、年1,200万円の費用負担が発生する可能性がある）。

【図2】



3 住区センターの改修計画

- (1) 西新井本町住区センターの改修計画について

ア 令和9年（2027年）に、平成14年（2002年）の大規模改修から改修目安となる25年を迎え、2度目の改修の必要がある。

イ 現在、江北保健センター駐車場は、西新井本町住区センター利用者の駐車場も兼ねており、改修後も引き続き利用できるよう整備する。

ウ 西新井本町住区センターの大規模改修工事に伴い、工事期間中は各施設で休止及び仮移転の対応が必要となる。

【西新井本町住区センター工事中の各施設の対応】

施設	工事期間中の対応	備考
児童館・悠々館	休止	利用者へ近隣の他センターを案内
学童保育室・ランドセルで児童館	江北保健センター2階へ仮移転	江北保健センター2階を学童保育室の仕様に改修

(2) 押皿谷住区センター（西部福祉課）の改修計画について

ア 令和6年（2024年）に、平成8年（1996年）の建築から28年を迎え、早期に大規模改修の必要がある。

イ 押皿谷住区センター（西部福祉課）の大規模改修工事に伴い、工事期間中は各施設で休止及び仮移転の対応が必要となる。

【押皿谷住区センター（西部福祉課）工事中の各施設の対応】

施設	工事期間中の対応	備考
西部福祉課	江北保健センター1階へ仮移転	江北保健センター1階を西部福祉課の仕様に改修
児童館・悠々館	休止	利用者へ近隣の他センターを案内
学童保育室・ランドセルで児童館	他階へ移動	居ながら工事

4 今後のスケジュール（予定）

令和6年7月頃 江北保健センター周辺地域への説明
 令和7年4月 江北保健センター移転
 （移転後）令和7年度 総務課統計係が国勢調査で利用
 令和8～10年度 1階を西部福祉課が、2階を西新井本町住区センター学童保育室等が仮移転先として使用
 令和11年度以降 建物解体工事
 土地の一部をJ K K東京へ返還

5 今後の方針

地域や施設利用者、議会に対して丁寧に説明を行い、ご理解を頂きながら、利活用を進めていく。

総務委員会報告資料

令和6年6月25日

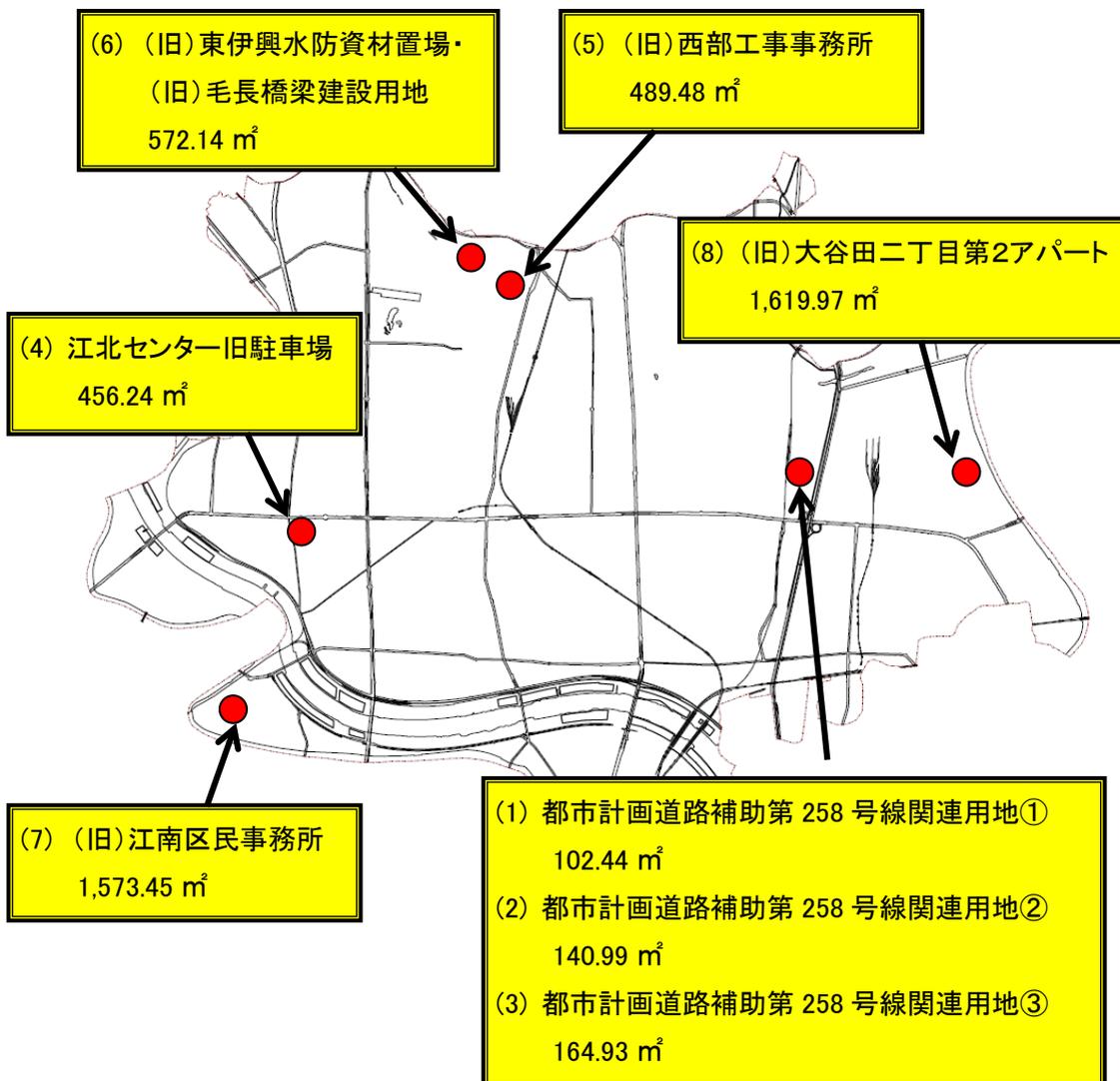
件名	未利用地の利活用（駐車場等）について																																				
所管部課名	総務部 資産管理課																																				
内容	<p>公有財産を有効活用するため、現在検討中の庁内で当面利活用の予定がない未利用地の暫定活用方法について、報告する。</p> <p>1 当面利活用の予定がない未利用地 （面積順。位置については末尾【未利用地の位置】参照）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項番</th> <th style="width: 45%;">名称</th> <th style="width: 30%;">住所（住居表示）</th> <th style="width: 15%;">面積（㎡）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(1)</td> <td>都市計画道路補助第258号線関連用地①</td> <td>六町一丁目9番</td> <td style="text-align: right;">102.44</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(2)</td> <td>都市計画道路補助第258号線関連用地②</td> <td>六町一丁目10番</td> <td style="text-align: right;">140.99</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(3)</td> <td>都市計画道路補助第258号線関連用地③</td> <td>六町一丁目10番</td> <td style="text-align: right;">164.93</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(4)</td> <td>江北センター旧駐車場</td> <td>江北三丁目30番</td> <td style="text-align: right;">456.24</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(5)</td> <td>(旧) 西部工事事務所</td> <td>伊興本町二丁目13番</td> <td style="text-align: right;">489.48</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(6)</td> <td>(旧) 東伊興水防資材置場・ (旧) 毛長橋梁建設用地</td> <td>東伊興二丁目20番</td> <td style="text-align: right;">572.14</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(7)</td> <td>(旧) 江南区民事務所</td> <td>宮城一丁目15番</td> <td style="text-align: right;">1,573.45</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(8)</td> <td>(旧) 大谷田二丁目第2アパート</td> <td>大谷田二丁目5番</td> <td style="text-align: right;">1,619.97</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ (1)～(8)は、いずれも更地</p> <p>2 庁内の利活用希望調査の結果 庁内へ対象地の利活用希望調査を行ったが、いずれの未利用地についても利活用の希望はなかった。</p> <p>3 暫定活用の方法について</p> <p>(1) 用途 自主財源獲得のため、駐車場等とする。</p> <p>(2) 貸付方法、期間 管理運営を行う事業者を選定し、スケールメリットを活かすため、全8箇所をまとめて1契約で貸付する。 期間は5年間とする。</p> <p>(3) 運営方法、設備</p> <p>ア 運営方法（例：時間貸、月極、カーシェア） 原則、事業者による選択を可能とする（併設も可）。</p> <p>イ 設備（例：ゲート式、フラップ式、カメラ式 / アスファルト舗装、砂利敷） 費用は事業者負担とする。</p> <p>※ ただし、江北センター旧駐車場については、区で万年塀外柵改修工事を行ったうえで貸付する。</p>	項番	名称	住所（住居表示）	面積（㎡）	(1)	都市計画道路補助第258号線関連用地①	六町一丁目9番	102.44	(2)	都市計画道路補助第258号線関連用地②	六町一丁目10番	140.99	(3)	都市計画道路補助第258号線関連用地③	六町一丁目10番	164.93	(4)	江北センター旧駐車場	江北三丁目30番	456.24	(5)	(旧) 西部工事事務所	伊興本町二丁目13番	489.48	(6)	(旧) 東伊興水防資材置場・ (旧) 毛長橋梁建設用地	東伊興二丁目20番	572.14	(7)	(旧) 江南区民事務所	宮城一丁目15番	1,573.45	(8)	(旧) 大谷田二丁目第2アパート	大谷田二丁目5番	1,619.97
項番	名称	住所（住居表示）	面積（㎡）																																		
(1)	都市計画道路補助第258号線関連用地①	六町一丁目9番	102.44																																		
(2)	都市計画道路補助第258号線関連用地②	六町一丁目10番	140.99																																		
(3)	都市計画道路補助第258号線関連用地③	六町一丁目10番	164.93																																		
(4)	江北センター旧駐車場	江北三丁目30番	456.24																																		
(5)	(旧) 西部工事事務所	伊興本町二丁目13番	489.48																																		
(6)	(旧) 東伊興水防資材置場・ (旧) 毛長橋梁建設用地	東伊興二丁目20番	572.14																																		
(7)	(旧) 江南区民事務所	宮城一丁目15番	1,573.45																																		
(8)	(旧) 大谷田二丁目第2アパート	大谷田二丁目5番	1,619.97																																		

- (4) 事業者の選定方法
一般競争入札による。

4 今後のスケジュールについて（予定）

令和6年6月～8月	江北センター旧駐車場 万年塀外柵改修工事
令和6年7月下旬	公有財産運用委員会
令和6年9月上旬	募集要項の公表
令和6年9月下旬～10月上旬	入札
令和6年11月上旬	契約締結
令和6年12月頃	駐車場等開設

【未利用地の位置】



※ (1)～(8)以外の未利用地の状況については、区ホームページに掲載の「区有地等利活用基本方針（令和6年2月版）資料編」を参照。

総務委員会報告資料

令和6年6月25日

件名	旧鹿浜西小学校用地活用に係る土地引き渡し日等の変更について														
所管部課名	総務部 資産管理課、資産活用担当課、道路公園整備室 道路整備課														
内容	<p>旧鹿浜西小学校用地活用事業者の(株)サンベルクスホールディングス(以下「事業者」という。)より、物価上昇に伴い工事費が大幅に増加したため、建築計画の抜本的な見直しが必要との報告があった。</p> <p>(1) 土地の引き渡しについて 計画の見直しに時間を要するため、土地の引き渡し日について次の通り変更してほしいとの申し出があった。</p> <table border="1" data-bbox="395 842 1425 981"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>変更前</th> <th>→</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地引き渡し日</td> <td>令和6年8月1日</td> <td></td> <td><u>令和6年内目途</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 今後のスケジュールについて(予定)</p> <table border="1" data-bbox="395 1120 1425 1449"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年度</td> <td>ア 見直し案の公表 イ 地元関係町会への説明、地元説明会の開催 ウ 定期借地権契約の締結 エ 土地貸付開始、建設工事開始</td> </tr> <tr> <td>令和7年度内</td> <td>オ 商業施設開設</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 今後の方針について 計画の見直し案が固まり次第、速やかに地元関係町会への説明、地元説明会の開催を目指し、事業者と調整していく。 地域の皆様には丁寧な説明を行い、ご理解を頂きながら、「商業施設」の開設に向けた協議を進めていく。</p>	項目	変更前	→	変更後	土地引き渡し日	令和6年8月1日		<u>令和6年内目途</u>	年度	内容	令和6年度	ア 見直し案の公表 イ 地元関係町会への説明、地元説明会の開催 ウ 定期借地権契約の締結 エ 土地貸付開始、建設工事開始	令和7年度内	オ 商業施設開設
項目	変更前	→	変更後												
土地引き渡し日	令和6年8月1日		<u>令和6年内目途</u>												
年度	内容														
令和6年度	ア 見直し案の公表 イ 地元関係町会への説明、地元説明会の開催 ウ 定期借地権契約の締結 エ 土地貸付開始、建設工事開始														
令和7年度内	オ 商業施設開設														

参考 周辺図



参考 これまでの経緯

- 令和元年 6月 北鹿浜小学校と鹿浜西小学校の統合が決定
- 令和2年12月 鹿浜地区町会・自治会連絡協議会より要望書提出
- 令和3年 3月 鹿浜地区町会・自治会連絡協議会と意見交換会を実施
- 令和3年10月 鹿浜地区町会・自治会連絡協議会より跡利用に対する要望・意見提出
- 令和3年11月 サウンディング型市場調査を実施し、事業者には活用意向を調査
- 令和3年12月 北鹿浜小学校・鹿浜西小学校の跡利用説明会開催
- 令和4年 2月 北鹿浜小学校・鹿浜西小学校の活用方針決定
- 令和4年 3月 鹿浜地区町会・自治会連絡協議会と意見交換会を実施
- 令和4年 8月 鹿浜地区町会・自治会連絡協議会と意見交換会を実施
- 令和5年 2月 (株)サンベルクスホールディングスを鹿浜西小学校用地活用事業者に決定
- 令和5年 6月 旧鹿浜西小学校用地の活用事業者説明会開催
- 令和5年12月 商業施設の整備・運営に関する基本協定書締結
鹿浜地域より旧鹿浜西小学校用地に係る敷地北側道路の一方通行解除を求める要望書提出
- 令和6年 2月 活用事業者と計画一部変更の協議書締結

総務委員会報告資料

令和6年6月25日

件名	旧北鹿浜小学校用地の文教施設としての活用検討状況について															
所管部課名	総務部 資産管理課、資産活用担当課、学校運営部 学校施設管理課															
内容	<p>旧北鹿浜小学校用地の文教施設としての活用について、事業者ヒアリング結果を踏まえた検討状況を報告する。</p> <p>1 事業者ヒアリング結果</p> <p>これまで複数の学校関係事業者とヒアリングを行い、文教施設としての活用の可能性を確認してきたが、活用に前向きな事業者がいたものの、活用条件を満たすことができない、理事会の了承が得られない等の理由で、最終的に活用希望には至らなかった。</p> <table border="1" data-bbox="347 898 1425 1308"> <thead> <tr> <th></th> <th>種別</th> <th>活用に至らなかった理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>大学附属高校</td> <td>理事会の了承が得られなかった</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>大学</td> <td>経営方針が変更になった</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>インターナショナルスクール</td> <td>商圏が厳しい</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>専門学校</td> <td>活用条件の権利金・保証金の支払いが厳しい</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 ヒアリングで提示した活用条件</p> <p>活用条件の詳細は検討中だが、以下の条件を念頭に活用の可能性がある事業者へヒアリングを行った。</p> <p>(1) 活用方法：定期借地契約（土地貸付料、権利金、保証金を徴収） (2) 貸付期間：30年以上 (3) 貸付面積：10,275.28㎡</p> <p>3 活用方針の再検討及び暫定利用の検討について</p> <p>事業者ヒアリング結果を踏まえ、以下の検討を行う。</p> <p>(1) 活用方針の再検討</p> <p>ア 【文教施設】に用途を限定しない。 イ 地域ニーズや区の課題解決に資する用途について幅広く活用方針を再検討していく。</p>		種別	活用に至らなかった理由	1	大学附属高校	理事会の了承が得られなかった	2	大学	経営方針が変更になった	3	インターナショナルスクール	商圏が厳しい	4	専門学校	活用条件の権利金・保証金の支払いが厳しい
	種別	活用に至らなかった理由														
1	大学附属高校	理事会の了承が得られなかった														
2	大学	経営方針が変更になった														
3	インターナショナルスクール	商圏が厳しい														
4	専門学校	活用条件の権利金・保証金の支払いが厳しい														

(2) 暫定利用の検討

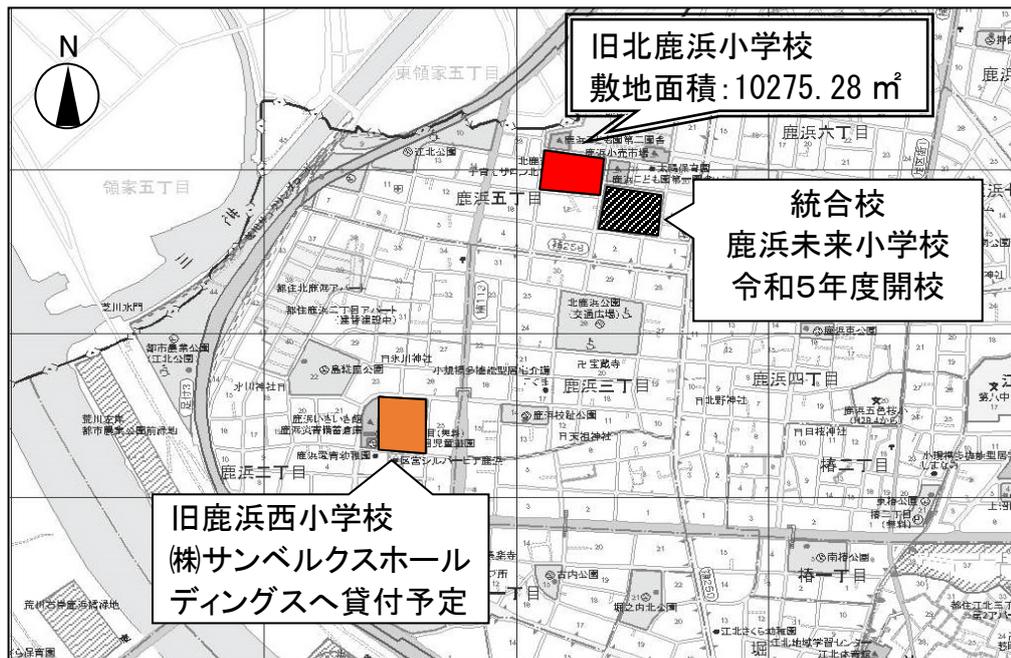
早急に既存校舎を解体せず、活用方針が決まるまでの間の有効活用を図るため、倉庫等としての暫定利用を検討していく。

4 今後のスケジュール案

令和6年夏～秋 事業者ヒアリング

令和7年 2月 新たな活用方針案の提示

参考 案内図



参考 これまでの経緯

令和元年 6月 北鹿浜小学校と鹿浜西小学校の統合が決定

令和2年12月 鹿浜地区町会・自治会連絡協議会より要望書提出

令和3年 3月 鹿浜地区町会・自治会連絡協議会と意見交換会を実施

令和3年10月 鹿浜地区町会・自治会連絡協議会より跡利用に対する要望・意見提出

令和3年11月 サウンディング型市場調査を実施し、事業者に活用意向を調査

令和3年12月 北鹿浜小学校・鹿浜西小学校の跡利用説明会開催

令和4年 2月 北鹿浜小学校・鹿浜西小学校の活用方針決定

令和5年 4月 鹿浜未来小学校開校に伴い、北鹿浜小学校の使用終了

総務委員会報告資料

令和6年6月25日

件名	足立区公共施設等総合管理計画改訂の取組み状況について																
所管部課名	公共施設マネジメント担当部 公共施設マネジメント担当課																
内容	<p>足立区公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）改訂の取組み状況について、報告する。</p> <p>1 改訂に取り組んだ背景について</p> <p>(1) 総務省指針^{※1}の改訂</p> <p>総務省は、令和4年4月に総務省指針を改訂し、令和5年度末までに新たに記載すべき事項^{※2}を盛り込んだ計画へと見直すよう求めた。</p> <p>※1 総務省が平成26年4月に策定した「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」。</p> <p>※2 脱炭素化の推進方針、ユニバーサルデザイン化の推進方針、施設保有量の推移、有形固定資産減価償却率の推移、過去に行った公共施設マネジメントの取組みの5項目。</p> <p>(2) 改訂の進め方</p> <p>ア 改訂理由</p> <p>総合管理計画の策定から6年が経過（令和4年度末時点）し、建物等の老朽化の進行や物価高騰等による建設コストの上昇など、公共施設等を取り巻く状況が大きく変化しているなどの理由から、総合管理計画の大幅な改訂が必要になると、令和4年度に判断した。</p> <p>イ 改訂方針</p> <p>総合管理計画の大幅な改訂にはかなりの時間を要するため、2段階で改訂を進めることとし、令和5年度に総務省指針に示された新たに記載すべき事項を盛り込んだ一次改訂^{※3}を行い、その後、令和6年度に全面的に内容を見直す二次改訂^{※4}を行うこととした。</p> <p>※3 総務省指針に従い、令和5年度末までに行う改訂。</p> <p>※4 総合管理計画の第一期（平成29年度から令和6年度まで）が終了する令和6年度までに行う改訂。</p> <p>2 これまでの取組みについて</p> <p>(1) 一次改訂の取組み</p> <table border="1" data-bbox="395 1738 1444 2143"> <thead> <tr> <th>年月</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年 6月</td> <td>総務委員会において、改訂着手を報告</td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td>総務委員会において、一次改訂の方向性・骨子を報告</td> </tr> <tr> <td>11月</td> <td>総務委員会において、一次改訂素案を報告</td> </tr> <tr> <td>11月～12月</td> <td>一次改訂素案に係るパブリックコメントを実施</td> </tr> <tr> <td>令和6年 2月</td> <td>総務委員会において、パブコメ結果・一次改訂案を報告</td> </tr> <tr> <td>3月</td> <td>総合管理計画一次改訂</td> </tr> <tr> <td>4月</td> <td>総務委員会において、一次改訂計画の策定を報告</td> </tr> </tbody> </table>	年月	内容	令和5年 6月	総務委員会において、改訂着手を報告	9月	総務委員会において、一次改訂の方向性・骨子を報告	11月	総務委員会において、一次改訂素案を報告	11月～12月	一次改訂素案に係るパブリックコメントを実施	令和6年 2月	総務委員会において、パブコメ結果・一次改訂案を報告	3月	総合管理計画一次改訂	4月	総務委員会において、一次改訂計画の策定を報告
年月	内容																
令和5年 6月	総務委員会において、改訂着手を報告																
9月	総務委員会において、一次改訂の方向性・骨子を報告																
11月	総務委員会において、一次改訂素案を報告																
11月～12月	一次改訂素案に係るパブリックコメントを実施																
令和6年 2月	総務委員会において、パブコメ結果・一次改訂案を報告																
3月	総合管理計画一次改訂																
4月	総務委員会において、一次改訂計画の策定を報告																

(2) 二次改訂の取組み

年 月	内 容
令和6年 4月	<p>総務委員会において、二次改訂の方向性（案）を報告</p> <p>【概要】</p> <p>1 改訂の目的</p> <p>(1) 公共施設等の全体の状況を把握したうえで、施設の安全を確保しつつコスト削減に向けた実行可能な計画となるよう内容の見直しを行う。</p> <p>(2) 総合管理計画の進捗状況を確認できる指標を導入し、PDCAサイクルによる進行管理のできる仕組みとなるよう内容の見直しを行う。</p> <p>2 計画期間等</p> <p>(1) 中長期的な見通し 40年間</p> <p>(2) 計画期間 12年間</p> <p>(3) 改訂周期 8年ごと</p> <p>(4) 評価・分析 4年ごとに評価の基準となる指標の数値を用いて実施（利用状況等の実績は毎年度把握）</p> <p>3 二次改訂の具体的な取組み内容（案）</p> <p>(1) 今ある建物の活用で施設需要に対応</p> <p>(2) 施設の利用状況を「見える化」</p> <p>(3) 施設特性や地域ニーズに配慮した施設集約</p> <p>(4) 「一時移転専用建物」の設置を検討</p> <p>(5) 将来を見据えた「目標寿命」の設定</p> <p>(6) 土地や建物を利活用する調整機能の強化</p>
5月	<p>公共施設に関する区民意識調査を実施</p> <p>【概要】</p> <p>1 目的</p> <p>公共施設を利用している方には利用頻度や満足度を、利用していない方には利用しない理由等を伺い、集計・分析結果を二次改訂に向けた検討材料とする。</p> <p>2 調査対象</p> <p>足立区在住の18歳以上の区民3,000人</p> <p>3 調査対象の抽出方法</p> <p>区内を15地域に分け、地域別の人口構成比、年齢や性別などの割合を考慮した無作為抽出</p> <p>※ 実施状況（速報）は、以下5に記載。</p>

3 二次改訂素案の構成（案）について

二次改訂素案は、以下の三部構成で検討している。

第一部	見出し	公共施設等の現状と今後の見通し
	主な内容	(1) 改訂の背景 (2) 区を取り巻く現状と今後の見通し (3) 中長期的な経費の見込み (4) これまでの振り返りと課題解決の方向性

第二部	見出し	課題解決に向けた実行可能な取組みの推進
	主な内容	(1) 計画期間と改訂時期 (2) 計画の基本的な考え方 (3) 具体的な取組み内容 (4) 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

第三部	見出し	計画の進行管理による公共施設マネジメントの推進
	主な内容	(1) 計画を実行する組織と進行管理体制の構築 (2) 全庁的な推進体制の強化 (3) P D C Aサイクルによる進行管理の仕組み (4) 計画を推進するための数値目標

※ 見出しや主な内容は、今後の検討状況により変更する場合がある。

4 二次改訂の前提となるデータ（案）について

(1) 足立区公共施設等総合管理計画 二次改訂の前提データ（案）

別添資料1参照

(2) 足立区公共施設等総合管理計画 二次改訂に向けた試算（案）

別添資料2参照

5 公共施設に関する区民意識調査の実施状況（速報）について

(1) 調査実施期間

令和6年5月7日から5月21日

(2) 調査票回収状況（令和6年5月27日現在）

1, 216人／3, 000人（調査票回収率40.5%）

（内訳）郵送：760人、インターネット：456人

(3) 調査票一式

別添資料3参照

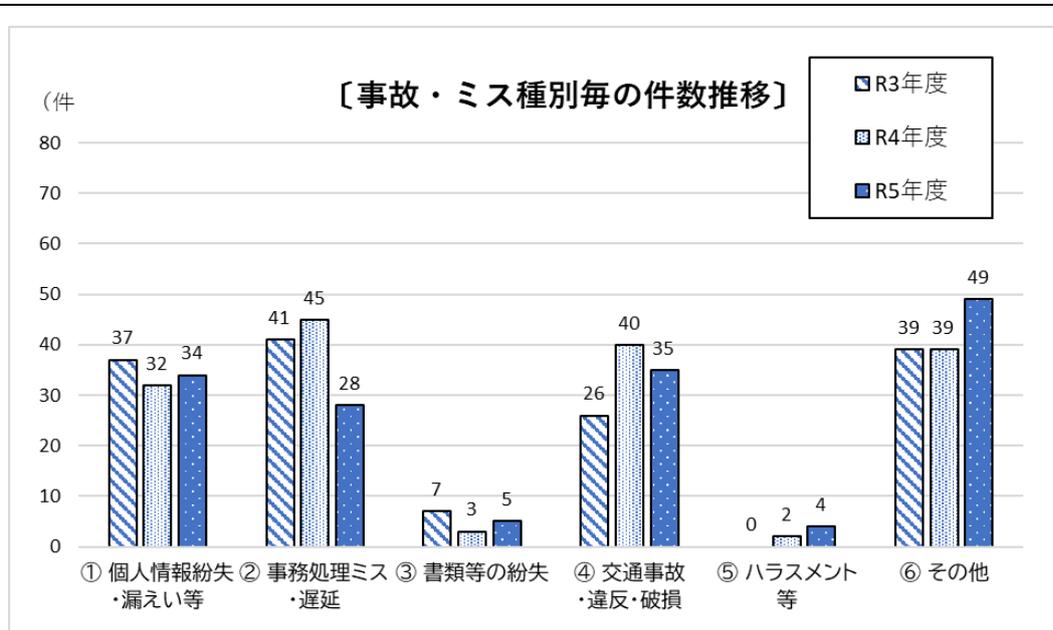
6 今後のスケジュール（令和6年度・予定）

年 月	内 容
令和6年 8月	総務委員会において、二次改訂方針案、区民意識調査結果（速報）を報告
9月	総務委員会において、区民説明会の実施（予告）を報告
10月	Aーフェスタで、区民への意識啓発・アンケートを実施
11月	総務委員会において、二次改訂素案・パブリックコメントの実施・区民説明会の実施を報告
12月	総務委員会において、Aーフェスタへの出展・アンケート結果を報告
令和7年 1月	総務委員会において、区民説明会の実施結果を報告
2月	総務委員会において、パブリックコメント実施結果及び意見に対する区の考え方・二次改訂案を報告
3月	パブリックコメント実施結果及び意見に対する区の考え方を公表
	総合管理計画二次改訂

総務委員会報告資料

令和6年6月25日

件名	令和5年度の内部統制の取組み状況及び令和6年度の運用方針について																																																																																																	
所管部課名	ガバナンス担当部 ガバナンス担当課、コンプライアンス推進担当課、総務部 人事課																																																																																																	
内容	<p>地方公共団体における内部統制制度については、財務に関する事務について都道府県及び指定都市において実施が義務付けられ、区市町村においては努力義務とされている（地方自治法第150条）。</p> <p>足立区では、区民からより信頼される区政運営を行うため、令和3年度より「財務に関する事務」のほか、「情報管理に関する事務」及び「生命・安全の確保に関する事務」について内部統制制度の対象としている。</p> <p>1 令和5年度に報告された事故・ミスの件数について</p> <p>内部統制制度の対象となる前記の3つの事務を含め、以下の事項等について、適正な執行と事故・ミスの発生の防止に努めている。</p> <p>令和5年度の事故・ミス発生状況・傾向等は、以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="422 972 1417 1794"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>4年度</th> <th>5年度</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">1 個人情報の漏えい・紛失等</td> <td>32</td> <td>34</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">内訳</td> <td>(1) 個人情報の漏えい</td> <td>20</td> <td>21</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>(2) 個人情報の紛失</td> <td>11</td> <td>12</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>(3) 認められていない個人情報の収集・送信</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2 事務処理ミス・遅延等</td> <td>45</td> <td>28</td> <td>▲17</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">内訳</td> <td>(1) 印刷物等の誤植</td> <td>20</td> <td>11</td> <td>▲9</td> </tr> <tr> <td>(2) 収入・支出の誤り</td> <td>20</td> <td>14</td> <td>▲6</td> </tr> <tr> <td>(3) その他（事務処理の遅延、不作為等）</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>▲2</td> </tr> <tr> <td colspan="2">3 書類等の紛失（個人情報を含まない書類、鍵、金券類の紛失）</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td colspan="2">4 交通違反・交通事故・車両破損等</td> <td>40</td> <td>35</td> <td>▲5</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">内訳</td> <td>(1) 交通違反</td> <td>13</td> <td>15</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>(2) 交通事故</td> <td>5</td> <td>9</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>(3) 公用車の車両破損</td> <td>22</td> <td>11</td> <td>▲11</td> </tr> <tr> <td colspan="2">5 ハラスメント等</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td colspan="2">6 その他</td> <td>39</td> <td>49</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">内訳</td> <td>(1) 生命・安全に関わる事故</td> <td>12</td> <td>13</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>(2) 服務上の事故</td> <td>12</td> <td>13</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>(3) その他（システム障害、その他の事務処理ミス）</td> <td>15</td> <td>23</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>161</td> <td>155</td> <td>▲6</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>(8)</td> <td>(12)</td> <td>(4)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（ ）内は、各件数のうち公務外で発生した件数</p> <p>(1) 令和5年度に報告された事故・ミスの発生件数の合計は155件で、前年比で6件減少している。</p> <p>(2) 公務外の事故は12件（4件増）で、交通違反・事故が10件（3件増）、ストーカーなどの非違行為（注1）が2件（1件増）となっている。</p> <p>（注1） 違法行為や全体の奉仕者としてふさわしくない非行等をいう。</p>	項目		4年度	5年度	増減	1 個人情報の漏えい・紛失等		32	34	2	内訳	(1) 個人情報の漏えい	20	21	1	(2) 個人情報の紛失	11	12	1	(3) 認められていない個人情報の収集・送信	1	1	—	2 事務処理ミス・遅延等		45	28	▲17	内訳	(1) 印刷物等の誤植	20	11	▲9	(2) 収入・支出の誤り	20	14	▲6	(3) その他（事務処理の遅延、不作為等）	5	3	▲2	3 書類等の紛失（個人情報を含まない書類、鍵、金券類の紛失）		3	5	2	4 交通違反・交通事故・車両破損等		40	35	▲5	内訳	(1) 交通違反	13	15	2	(2) 交通事故	5	9	4	(3) 公用車の車両破損	22	11	▲11	5 ハラスメント等		2	4	2	6 その他		39	49	10	内訳	(1) 生命・安全に関わる事故	12	13	1	(2) 服務上の事故	12	13	1	(3) その他（システム障害、その他の事務処理ミス）	15	23	8	合計		161	155	▲6			(8)	(12)	(4)
項目		4年度	5年度	増減																																																																																														
1 個人情報の漏えい・紛失等		32	34	2																																																																																														
内訳	(1) 個人情報の漏えい	20	21	1																																																																																														
	(2) 個人情報の紛失	11	12	1																																																																																														
	(3) 認められていない個人情報の収集・送信	1	1	—																																																																																														
2 事務処理ミス・遅延等		45	28	▲17																																																																																														
内訳	(1) 印刷物等の誤植	20	11	▲9																																																																																														
	(2) 収入・支出の誤り	20	14	▲6																																																																																														
	(3) その他（事務処理の遅延、不作為等）	5	3	▲2																																																																																														
3 書類等の紛失（個人情報を含まない書類、鍵、金券類の紛失）		3	5	2																																																																																														
4 交通違反・交通事故・車両破損等		40	35	▲5																																																																																														
内訳	(1) 交通違反	13	15	2																																																																																														
	(2) 交通事故	5	9	4																																																																																														
	(3) 公用車の車両破損	22	11	▲11																																																																																														
5 ハラスメント等		2	4	2																																																																																														
6 その他		39	49	10																																																																																														
内訳	(1) 生命・安全に関わる事故	12	13	1																																																																																														
	(2) 服務上の事故	12	13	1																																																																																														
	(3) その他（システム障害、その他の事務処理ミス）	15	23	8																																																																																														
合計		161	155	▲6																																																																																														
		(8)	(12)	(4)																																																																																														



2 令和5年度における内部統制の取組みと課題

(1) 事故・ミスの防止に向けた取組み

ア 実施した取組み

- (ア) 事故発生所管へのヒアリング及び再発防止策の策定支援
- (イ) 例月庁議での事故・ミス発生状況等の報告と掲示板での周知
- (ウ) 区内交通違反要注意箇所地図の更新による注意喚起
- (エ) 統一的なミスチェック手法である「根拠等との突合法」の動画視聴研修（任意）の実施（355人受講）【新規】
- (オ) 事故・ミスゼロ月間（9月）の実施【新規】

イ 課題

- (ア) 令和5年度は、事故・ミスの発生件数が前年度比6件減少したが、個人情報の漏えい、アレルギー食材の誤食及び交通違反等は増加している。
- (イ) 公務外の事故が増加しており、区職員としての倫理観や法令遵守の意識の徹底が必要である。

(2) 内部統制制度の運用

ア 取組み

令和4年度に発生した事故・ミスや監査指摘事項については、各所管の報告をもとに確実なリスク評価を実施し、事故・ミスの防止に寄与した。

イ 課題

全庁的な事故・ミスの発生件数の更なる減少を目指し、現行のリスク評価の課題検討や対象事務の見直しを実施し、内部統制制度の改善・運用を行っていく必要がある。

3 令和6年度の内部統制に関する運用方針について

事故等の発生件数を削減するため、以下の取組みを実施する。令和5年度との取組状況の比較は別紙『内部統制の取組み概要』参照。

(1) 事故・ミスの防止、発生件数の削減に向けた取組み

ア 令和6年度全庁対策の実施 (別紙 項番5参照)

令和5年度に減少に至っていない「個人情報の漏えい」「生命・安全に関わる事故」及び「道路交通法違反」等については、各課が対策例を参考に具体的な防止対策を策定して実施するとともに、ガバナンス担当課において実際の取組状況等を確認し、助言等を行う。

イ 職員、組織のミス防止力等の向上 (別紙 項番6参照)

収入・支出等に関する誤り、印刷物等の公文書の誤植等を含めたミスの防止の統一的なチェック方法である「根拠等との突合法」の研修動画の視聴を、これまでの任意の研修から義務的な研修に格上げして実施し、各職員及び決裁ラインのミスの発見力及び防止力を向上させる。

ウ 「事故・ミスゼロ月間」の拡充 (別紙 項番7参照)

令和5年度に新たに1回実施した「事故・ミスゼロ月間」を拡充し、令和6年度は2回実施、事故等の防止に関する職員の意識付けを徹底する。

エ 事故等の防止につながる職員研修の実施 (別紙 項番8参照)

(ア) 各職層研修において、職員一人ひとりが組織の業務と照らし合わせて事故防止策を考え、積極的に行動するよう促していく。

(イ) 法令遵守意識と高い倫理観を持つ職員の育成につながる研修となるよう内容を工夫することで、公務員としての倫理意識の重要性を浸透させていく。

(2) 内部統制制度の運用

ア 「内部統制評価報告書」の作成

地方自治法に則した「内部統制評価報告書」をコンプライアンス推進担当課において作成し、監査委員の審査を踏まえた上で第三回定例会に提出するとともに公表する。

イ リスク評価の検証

ガバナンス担当課において、リスク評価結果等を検証し、適宜、対象事務やリスクの見直しを行っていく。また、現行のリスク評価手法の導入から3年が経過したこともあり、各所管への意見聴取等を通して現行制度の課題を洗い出し、改善に向け検討していく。

内部統制の取組み概要

別紙

項番	取組内容	R5	R6	実施時期 (R6)	概要
1	各所管へのヒアリング及び再発防止策の策定支援	継続	継続	通年	内部統制の基本的取組であり、令和6年度以降も継続して実施する。
2	例月庁議での事故・ミス発生状況の報告と掲示板での周知				
3	リスク評価の実施				
4	区内交通違反要注意箇所地図の更新による注意喚起				
5	令和6年度全庁対策の実施	—	新規	通年	(1) 令和5年度減少に至らなかった以下の三点を含む全庁対策例をガバナンス担当課が策定する。 ア 個人情報の漏えい事故 イ 生命・安全に関わる事故 ウ 道路交通法違反 (2) それを参考に各課が業務に合わせた対策を策定して実践する。 (3) ガバナンス担当課において実際の取組状況等を確認し、助言等を行う取組を新規に開始する。
6	職員、組織のミス防止力等の向上（「根拠等との突合法」動画視聴研修）	新規	拡充	4～8月	公文書や財務事務に係るミス防止の統一的なチェック方法である「根拠等との突合法」の周知と実践を全庁的に進めるため、研修動画の視聴をこれまでの任意の視聴から義務的な研修に格上げして実施する。
7	事故・ミスゼロ月間	新規	拡充	8月・1月	令和5年9月に新規実施。短期・集中的な取組みではあったものの、各所管で今後の取組み継続に向け、チェック方法やミス防止ツール（注意喚起掲示、チェックリスト等）の工夫・改善も示されており、継続的な取組みにつながっていると考えられる。よって、令和6年度は8月及び1月の年2回実施へ拡充する。
8	事故等の防止につながる職員研修の実施	継続	継続	6月	事故・ミスの防止及び公務員倫理の醸成の一環として、契約課等によるミス防止研修及びガバナンス担当部による新任研修を実施する。

総務委員会報告資料

令和6年6月25日

件名	令和5年度のコンプライアンス推進の取組み状況及び令和6年度の運用方針について																																																																				
所管部課名	ガバナンス担当部 コンプライアンス推進担当課																																																																				
内容	<p>令和5年度の区におけるコンプライアンスの推進のために行った取組み及び令和6年度の運用方針について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 令和5年度の取組み状況について</p> <p>足立区職員等の内部公益通報等に関する要綱（以下「内部通報要綱」という。）、足立区外部公益通報等の手続に関する要綱（以下「外部通報要綱」という。）及び足立区への提言・要望等に関する取扱規程（以下「提言・要望等取扱規程」という。）等の適切な運用並びにコンプライアンスの推進に関する活動により、区政における法令遵守の促進及び職員の公正な職務執行の確保に努めた。</p> <p>(1) 公益通報制度等の運用状況の概要</p> <p>内部通報、外部通報及び特定要求等の状況 (単位：件)</p> <table border="1" data-bbox="416 1099 1386 1977"> <thead> <tr> <th>通報等の種別</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> <th>5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内部通報 ア</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>うち不受理件数</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>内部通報受理（調査）件数</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>違法な事実が認められた（一部を含む）</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>違法な事実は認められない又は不明</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>調査継続中</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>外部通報 イ</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>うち不受理件数</td> <td>0</td> <td>—</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>外部通報受理（調査）件数</td> <td>1</td> <td>—</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>違法な事実が認められた（一部を含む）</td> <td>1</td> <td>—</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>違法な事実は認められない又は不明</td> <td>0</td> <td>—</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>調査継続中</td> <td>0</td> <td>—</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>特定要求等の報告 ウ</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>通報等合計 ア+イ+ウ</td> <td>6</td> <td>9</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>一般相談 エ</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>総合計 ア+イ+ウ+エ</td> <td>12</td> <td>15</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 令和6年5月末現在の状況</p>	通報等の種別	3年度	4年度	5年度	内部通報 ア	4	5	7	うち不受理件数	2	0	1	内部通報受理（調査）件数	2	5	6	違法な事実が認められた（一部を含む）	2	1	1	違法な事実は認められない又は不明	0	4	2	調査継続中	0	0	3	外部通報 イ	1	0	2	うち不受理件数	0	—	0	外部通報受理（調査）件数	1	—	2	違法な事実が認められた（一部を含む）	1	—	2	違法な事実は認められない又は不明	0	—	0	調査継続中	0	—	0	特定要求等の報告 ウ	1	4	3	通報等合計 ア+イ+ウ	6	9	12	一般相談 エ	6	6	8	総合計 ア+イ+ウ+エ	12	15	20
通報等の種別	3年度	4年度	5年度																																																																		
内部通報 ア	4	5	7																																																																		
うち不受理件数	2	0	1																																																																		
内部通報受理（調査）件数	2	5	6																																																																		
違法な事実が認められた（一部を含む）	2	1	1																																																																		
違法な事実は認められない又は不明	0	4	2																																																																		
調査継続中	0	0	3																																																																		
外部通報 イ	1	0	2																																																																		
うち不受理件数	0	—	0																																																																		
外部通報受理（調査）件数	1	—	2																																																																		
違法な事実が認められた（一部を含む）	1	—	2																																																																		
違法な事実は認められない又は不明	0	—	0																																																																		
調査継続中	0	—	0																																																																		
特定要求等の報告 ウ	1	4	3																																																																		
通報等合計 ア+イ+ウ	6	9	12																																																																		
一般相談 エ	6	6	8																																																																		
総合計 ア+イ+ウ+エ	12	15	20																																																																		

ア 内部通報（注1） 7件（令和4年度 5件）

（ア）受理 6件

区の所管の業務の執行において法令違反等があると考え
旨の通報

（イ）不受理 1件

受付時に公益監察員の分析を踏まえ、違法性はないと判断

（ウ）調査結果

違法な事実が認められた（一部を含む） 1件

違法事実は認められない又は不明 2件

調査継続中 3件

（注1） 内部通報制度とは、「内部通報要綱」に基づき、区の職員又は区の契約先の労働者等が、区の事務事業又は区から請け負った事業等の執行に関して、法令等に違反する行為等が生じていると思料した場合に、公益監察事務局（コンプライアンス推進担当課）又は公益監察員（外部の弁護士）等に通報し、公益監察員等による調査と調査結果に応じた是正措置を求めることができる制度。

イ 外部通報（注2） 2件（令和4年度 0件）

（ア）受理 2件

区内の事業所において法令違反が行われていると考える旨
の通報

（イ）調査結果

違法な事実が認められた（一部を含む） 2件

担当課より嚴重指導し、その後は是正されたことを確認。

（注2） 外部通報制度とは、外部の労働者等が労務を提供している事業者等において、公益通報者保護法第2条第3項に規定する通報対象事実（特定の法律に規定する罪の犯罪行為等の事実）が生じている場合などに、処分又は勧告等をする権限を有する区の担当課又は公益監察事務局に通報し、調査及び調査結果に応じた処分等を求めることができる制度。なお、外部通報要綱では、通報対象事実以外の法律又は条例の規定に違反する行為の事実についても通報ができることになっている。

ウ 特定要求等 3件（令和4年度 4件）

（ア）特定要求等（特定要求（注3）及び不当要求（注4））の概要

利害関係者から職員への執拗な要求や抗議（2件）、生活保護受給者による職員への逸脱した要求（1件）

(イ) 対応

公益監察員及び公益監察事務局による法的な助言や資料提供などを行い、担当所管等を支援した。

(注3) 特定要求とは、正当な理由なく特定の者（個人、法人、団体等）に有利又は不利な扱いを求めるなどの不公正な対応や、法令違反の対応を職員に求める要求

(注4) 不当要求とは、暴力行為、どうかつ、面会の強要、誹謗中傷その他の社会的相当性を逸脱する手段により、職員の公正な職務の遂行を妨げることが明白な行為又は要求

エ 一般相談 8件（令和4年度 6件）

(ア) 一般相談の内容

サービス違反等の通報（2件）、ハラスメント等相談（2件）、通報関係相談（1件）、その他（3件）

(イ) 対応

面談等を実施し、担当所管への引継ぎ、職場への働きかけなどを行った。

(2) コンプライアンスの推進に関する活動について

ア 入札・契約に関する不正行為等に関するアンケートの実施

近年、本区や近隣区で発覚した入札・契約等に関する贈収賄事件、予定価格等の漏えい事件を受け、管理職を対象に緊急の無記名アンケート調査を実施した（回答者数103名、回答率77.4%）。

アンケート結果からは、「議員等から入札に関する秘密情報の提供を依頼されたことがある者」が4%、「入札・契約制度等に関する法的知識の不足等」を指摘する者が62%に上ることなどが判明した。

イ アンケート結果を受けた対応

前記のアンケート結果を受けて、以下の対応を行った。

(ア) 提言・要望等取扱規程の特定要求の解釈の見直し等

「特定の業者を指名競争入札に参加させるよう求めること」、「入札参加希望者数等の情報を求めること」を特定要求として明確化し、提言・要望等取扱規程により報告するよう周知した。

(イ) 入札等に関する法令知識の修得等の研修の実施

管理職及び係長級職員を対象に、「入札犯罪の構造と法規制の概要」に関する動画視聴研修を実施し、866名（受講率91.9%）が受講した。

ウ 内部通報要綱及び外部通報要綱の改正

対応に緊急を要する内部通報については、ガバナンス担当部長等を責任者として公益監察員の助言を受けて、自ら調査し、区長等に報告することができる規定を新設する等の要綱改正を実施した。

エ コンプライアンス推進に関する研修の実施

(ア) 内部通報要綱に関する研修

公務員倫理研修（人事課所管、受講対象者：管理職及び係長級職員）のなかで、令和4年度に内部通報要綱に新設された上司の役割を解説する動画視聴研修を実施し、334名（対象348名）が受講した。

(イ) 指定管理者及び指定管理施設従事職員に対する研修

区内の指定管理施設（全96施設）の団体の責任者及び従事職員を対象に、公益監察員及び社会保険労務士が講義するハラスメントの防止及び労働関係法令等に関する動画視聴研修を実施し、107名が受講した。

(ウ) 他部署によるコンプライアンス研修

情報システム課、区政情報課、人事課、住区推進課、足立福祉事務所、交通対策課、教育指導課、子ども施設指導・支援課において、職員（教職員含む）等を対象とした研修を計19回実施し、延べ5,680名（前記（ア）内部通報要綱に関する研修受講者数を含む）が受講した。

2 令和6年度のコンプライアンス推進の運用方針について

(1) 公益通報制度等の適切な運用及び周知

内部通報、外部通報及び特定要求等に適切に対応するとともに、区の全職員及び区民等への公益通報制度等に関する情報提供と周知を進めることで、区政における法令遵守の推進及び区民生活の安全と安心の確保に努める。

(2) コンプライアンスの推進に関する活動

ア 入札・契約に関する不正行為等に関するアンケートの継続実施

イ 入札等に関する法令知識の研修の継続実施

ウ コンプライアンス基本方針に基づく職員のコンプライアンス推進の達成度の把握とコンプライアンス意識向上への働きかけ

エ コンプライアンス基本方針の制度改正等に対応する見直し